

2023年7月13日

東京都教育委員会  
教育長 浜 佳葉子 様

東京都公立学校教職員組合  
執行委員長 小田 正道

## 東京教組 2024年度教育予算要求書

日頃より東京都における教育の発展と教育諸条件整備のために努力されていることに敬意を表します。

今年度、学校職員は、教員不足が大きな社会問題となる中、職員の未配置という本来あってはならない状況におかれ、もはや限界を超えた働き方をしています。昨年文科省の行った勤務実態の速報値を見ても、3年前と比べ、月の超過勤務が僅かに30分縮まっただけであり、月の案業時間が過労死ラインの80時間を、平均ですら超過している状況は変わりませんでした。給特法の改正以降のこの3年間、現場の必死の努力で業務の効率化を進めてきた結果がこれです。この状況に追い打ちをかけているのが教員不足問題であり、現場の疲弊が加速し、より教員のなり手がいなくなるという負のスパイラルを断ち切る、抜本的な改革が急務です。

結局、学校教育に大きな人材と資材を投入しなければ、これらの状況は打開できません。

先日閣議決定された国の教育振興基本計画にも「子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保すること」と謳われています。一人ひとりの子どもを大切にする教育を実現するために、教職員の労働環境の改善と教育条件の整備を柱に以下の事項を要求します。貴職におかれましては、その実現に向け積極的にとりくみ、国をはじめ各方面にもはたらきかけるなど、最大限の努力をされますよう要求いたします。

### I 学級編制に関して

- 1. 35人学級の中学校、高等学校への適用と、小学校も含め30人学級の実現を国に強く要望すること。(重点)**
2. 来年度35人学級が小学校5年生まで適用されるようになることに伴い、これまでの加配措置を減ずることなく実施できるよう、加配定数の増加を国に求めると共に、都独自の予算で35人学級に対応した加配の予算を計上すること。
3. 35人学級の実施に伴い、学級編制の最低人数を20人から18人に引き下げること。
4. 小学校5年生から6年生に進級する際に、学級減とならないように学級数を維持するための制度を構築すること。

5. 児童・生徒の各学年の人数が学級定数を1人だけ超えた場合（35人学級の場合の71人など）に教員を配置しないで年度当初になってから期限付任用教員を配置する方式を、正規教員を配置し仮に過員が発生してもその年度中は過員を解消しない制度に改め、そのための人件費を確保すること。
6. 特別支援学級の学級編制を、現行8名から6名にすること。

## Ⅱ 制度・政策に関して

1. 教育の機会均等と格差是正をはかること。家庭の経済状況の格差が教育の格差を生まないように教育費に関する支援制度の拡充を通じ教育環境を整備すること。
  - ① 都内の子どもへの義務教育を平等に行う観点から、区市町村立小中学校の施設設備の地域格差解消に努めるとともに、消耗品費・備品費等の財源を一定水準の確保ができるよう、教育活動に地域格差が生じないための都としての調査事業・対策事業を行うこと。
  - ② 社会科見学のバス代の公費負担化など学校行事に関わる私費負担を減らす施策を進めるよう、バス代の私費負担の現状を調査した上で、区市町村に財政支援を行うこと。
  - ③ 1人1台端末の自宅への持ち帰りは、各家庭の通信環境によって大きな格差を生む懸念があることから、各地域の通信環境整備を支援すること。
  - ④ 就学援助を増額すること。区市町村によって援助項目や認定基準に格差が生じないように、都として支援すること。また、準要保護者への援助については援助が必要な家庭に漏れがないよう、各学校での申請方式の基準を明確化すること。
  - ⑤ 都独自で給付型の奨学金制度を創設すること。
  - ⑥ 朝鮮学校への補助金を予算化・支給すること。
  - ⑦ 給食費の無償化及び物価上昇分の値上げを行政が補てんする制度について、都として補助事業を展開し、無償化の推進・拡大に努めること。
2. 教職員の多忙化解消について
  - ① 時間外在校等時間の各地区・各学校の実態把握と学校間の比較を常態的に行うこと。
  - ② **各地区の学校職員の精神疾患による休職者の割合を調査し、公表すること。**  
**もしくは、新型コロナウイルスの感染状況の公表と同様の、常態的に都民が休職者の割合や教員不足の状況をモニターできるシステムを構築すること。（重点）**
  - ③ 「出退勤管理」のシステムについて適正な管理が行われているか調査を行うこと。
  - ④ 部活動の地域移行に備え、部活動の指導が可能な人材バンクを一層充実させておくこと。
  - ⑤ 当面の部活動の実施においてガイドラインが守られていない地域が多く存在する。早急に実施状況を調査し、都教委自らが示したガイドラインを徹底させる施策を行うこと。同時に休日の部活動の手当を3時間程度について4000円とすること。

- ⑥部活動の過熱化を防ぐ意味でも、都大会の在り方について、小学生の柔道の大会中止などを参考に、有識者による検討会を開くこと。
- ⑦学校徴収金を教員の業務としない為のシステムの導入について、引き続き財政支援を行うとともに、先行的に実施されている地域の運用実態の問題点を調査すること。導入された地域について教職員の負担増とならないよう支援策を行うこと。
- ⑧**スクールサポートスタッフについて配置を促進・増員すること。(重点)**
- ⑨必ずしも学校を通す必要のない依頼・調査・募集について、保護者の携帯端末を利用するなどして学校が仲介しないで依頼・募集をするシステムを構築すること。

- 3. 教員の無制限の長時間労働を生む原因となっている給特法の廃止を、国に要請し、都としても廃止のキャンペーンを展開すること。
- 4. 教員免許更新制の廃止に伴う、失効した免許の効力回復などに関わる手続きについて、極めて簡素なものにすること。
- 5. 義務教育費国庫負担制度は全国的な教育水準の確保に不可欠であることから、制度堅持と2分の1への復元を国にはたらきかけること。事務職員・栄養職員の国庫負担制度を堅持するよう国にはたらきかけること。
- 6. 学校で働く、会計年度任用職員、臨時的任用職員等について
  - ①賃金並びに労働条件の抜本的な改善を図り、正規教職員との「均等待遇」を図ること。
  - ②新卒者対応の再任用職員について、全新卒者に配置ができるよう制度の改善を行うこと。
  - ③非常勤教員制度は、定年退職後の働き方の選択肢となってきた経緯に鑑み、希望者全員が任用されるだけの予算を確保すること。
- 7. 「雇用と年金の接続」のための充実を図ること。
  - ① 定年引上げに伴い、体力を使う業務について代替者を補充など60歳超の業務内容を精選すること。
  - ② 再任用者の給与水準については均等待遇の原則から、退職時の給与水準にできるだけ近づけること。
  - ③ 学級経営研修生の指導に当たる定年前再任用短期職員等について、複数の初任者を担当することは負担が大きく、また十分に初任者の指導に当たることができていない。初任者の指導に当たる再任用職員の任用を拡大した上で、初任者の配置は1校に1名となるよう努めること。
- 8. 人事考課制度について
  - ① 20年以上が経過した人事考課制度の抜本的な見直しを行うため、学識経験者、組合代表を含めた「人事考課制度検討会(仮称)」を設けること。
  - ② 不服審査については、第三者機関を設置すること。
  - ③ 勤勉手当における初任者の成績率対象外区分を復活させ、全員一律4%拠出という不利益を解消すること。

9. G I G Aスクール構想に基づく端末導入の支援について、端末の進歩の速さに対応した、端末の入れ替え・更新などについて都の支援策を計画しておくこと。
10. **新体力テストについて、結果の通知が差別的になっており、実施方式も非科学的であるという指摘があることに鑑み、都独自の全学年実施方式は廃止し、新体力テスト実施に伴う予算を削減すること。(重点)**
11. 初任者研修、2・3年次研修、中堅教諭等資質向上研修などについて、過度な負担にならないよう教職員の意見を十分尊重して行い、授業軽減や人的配置など本人と学校に対する具体的な軽減措置を講ずること。

### Ⅲ 定員増関係

1. さまざまな教育課題への対応と、子どもたちの豊かな学びを保証するために、教職員定数改善計画の立案とその実施を国に強く働きかけること。
2. **小学校の専科教員の配置基準を、より少ない学級数で多くの専科教員を配置できる基準に改め、増員を図ること。また、専門性の高い教育をすすめるため英語や理科専科教員の全校配置をめざすこと。(重点)**
3. **教員の週の持ちコマ数について、週20コマを上限として定め、それを超えている分の授業がある場合、講師を配当すること。(重点)**
4. 「特別支援教室」制度について
  - ①区市町村により当該教室の学習環境に格差があることを踏まえ、一定の基準を設定し、クーラーの設置等など教室環境の改善を支援・推進すること。
  - ②複数の勤務地を頻繁に移動する職員の身体的負担が大きくなるよう、人員が確保できるよう定数改善を行うこと。
5. 事務職員について、「義務標準法」で規定されている「規模補正」及び「要保護・準要保護加配」廃止を撤回し、定数配当を「義務標準法」通りに戻すこと。
  - ①国の補正定数基準に沿って事務職員を配置し、欠員を生じさせないこと。
  - ②一校一名の学校事務職員定数を堅持し、再任用短時間事務職員一人職場には、臨時職員を配置すること。
  - ③事務職員の新規採用を拡大し事務職員の年齢構成の不均衡を是正すること。
6. 「介護のための離職再採用制度」を新設すること。若しくは、一次試験免除、二次試験面接のみの「介護理由退職者特別選考」を設定すること。
7. 「中学校の非常勤講師配當時数」における時数算出の基礎になる持ち時数を、一般教科24時間を18時間に、実技教科22時間を16時間にすること。
8. 中学校17学級以下の学校にも生活指導・教育相談充実のため、さらなる定員増をはかること。
9. 特別支援学級の教員定数を「学級数×2名」とすること。また、学級認定を弾力化するとともに、特別支援学級への講師時数配当を改善すること。
10. 単学級校への加配を行うこと。

11. 児童・生徒600人以上の学校および15学級以上の学校に養護教員を複数配置すること。
12. スクールカウンセラーをすべての小・中・高校に常勤配置し、すべての区市町村にスクールソーシャルワーカーを配置すること。
13. **ICT支援員が都独自の予算で1校に1名の配置になるはずが、各地教委段階で1か月に数日しか配置されていない実態がある。各地教委の支援員の配置状況を調査し可視化すること。また今年度当初、年度更新についての負担が大きい実態があるため、年度末・年度当初の支援体制を特に充実させること。(重点)**
14. 栄養教諭の任用を促進すること。栄養職員を全給食実施校に配置すること。
15. 産育休及び介護休暇の対象者死亡による代替の打ち切りを行わないこと。
16. 日本語学級の教員配置を、特別支援学級に準じて行うこと。また、講師時数も特別支援学級と同様に配当すること。
17. 夜間中学校の日本語学級の教職員定数削減分を復元すること。夜間学級の一般学級においても、日本語の理解できない生徒が5人以上いる場合は、日本語指導のできる専任教員一名の加配を措置すること。
18. すべての夜間中学校に専任の養護教員、事務職員、栄養職員を配置すること。

#### IV 労働時間短縮・休暇制度改善に関して

1. 学校現場の多忙化が大きな社会問題となっている。学校現場の多忙化解消対策を新たに専門の部署や検討委員会を設置することで強力に押し進め、教員が子どもと向き合う時間を確保するため次の施策を推進すること。
  - ① 東京都の教員の勤務実態と、働き方改革の効果を把握するために、教員を対象とした「勤務実態調査」を、継続的に実施すること。
  - ② 労働安全衛生体制を充実・強化すること。区市町村における労働安全衛生体制の整備について調査し、公表すること。
  - ③ 休憩時間の確保について管理職の理解が不十分である。以下の点を分かりやすく周知するため以下の項目を重点とするパンフレット等を作成・配布すること。
    - ・出張や研修等の際に、その日のうちに休憩時間を確実に保障する勤務時間の割り振りを行うことの重要性。
    - ・休憩時間を保障するための好取組事例。
    - ・休憩室設置の必要性。
2. 「時差勤務制度」について、15分、30分、60分、90分、120分のそれぞれ前後10パターン全て認められるよう、勤務管理のシステムを改善し区市町村に提供すること。
3. 病気休暇日数及び病気休職中の給与保障年数を以前の形に復元すること。
4. 長期勤続休暇については、日数を拡大するなど制度の改善をはかること。また、除算期間を設けず、採用後15年、25年とすること。

5. 夏季休暇を大幅に増やすこと。また、再任用職員・非常勤教員についても日数増を図ること。
6. ボランティア休暇は、広く NPO 活動などに適用を拡大するなど改善を図ること。
7. 一定期間勤続した教員に対するサバティカル制度（研究専念休暇制度）を新設すること。
8. 入学式・卒業式・授業参観等に参加できるよう、「教育休暇（時間休を含む）」制度を新設すること。
9. 慶弔休暇を改善すること。
  - ① 死亡の場合の付与日数を縮減前の水準に復元すると共に、最低 2 日とすること。
  - ② 祭祀の場合、配偶者、子ども、配偶者の父母ならびに兄弟姉妹についても休暇を認めること。また 15 年以内の制度を撤廃すること。「付与日数」の計算から、週休日・休日を除外すること。婚姻の場合の日数を拡大すると共に分離取得を認めること。往復の日数の加算が認められる遠隔地の扱いについて「概ね 6 時間以上」とされている基準に加え、航空機利用の場合は時間を問わない扱いとすること。認められる 6 時間また取得の始期については、本人の申請によること。
10. 学齢期の子どもが休校・出席停止になるなどして著しく出勤が困難になった場合、事故欠勤の扱いとすること。
11. 介護に係る休暇等に関し、介護の対象に「障害のある子の看護」も含めること。  
また、予算の段階で介護休暇の際の代替職員分の余裕をもって確保しておくこと。

## V 子どもの権利条約の具体化に関して

1. 子どもの権利条約の精神を生かし、子どもの権利を社会に根付かせるために「子ども権利条例」を制定すること。また、国連子どもの権利委員会が、過去何度も日本政府に勧告している「子どもの権利侵害にかかわるオンブズパーソン監視制度」を東京都で創設し、子どもの権利侵害に関する予防、相談、問題発見、救済、回復の仕組みを構築すること。
2. **「教育システムが過度に競争的であり子どもたちから、遊ぶ時間や、身体を動かす時間やゆっくり休む時間を奪い、子どもたちが強いストレスを感じている」という子どもの権利委員会の勧告に鑑み、年間授業時数の余剰を過度に確保し、点数学力を競い合う姿勢を改め、過度に個人の権利を侵害する校則を改めるよう促すためのリーフレット等を用いた子どもの人権保護キャンペーンを行うこと。（重点）**
3. 現在の過密な週時数に対応するため休み時間を減らす、休み時間に強制参加の体育行事を行うなどの学校がある。子どもが遊ぶ時間の権利確保の観点から、休み時間の削減は望ましくないことを調査・研究し区市町村に周知すること。
4. 同和教育推進のための予算増を行うこと。
5. 平和教育、人権尊重教育、ジェンダー平等教育、国際理解教育をすすめるよう、具体的施策を講ずること。人権尊重教育においては、国連子どもの権利委員会の勧告を内容とする子どもの権利条約に関する研修をすすめること。

**6. 人権教育プログラムに「分ける必然性がなければ、混合名簿を使用するなど、これまでの慣習を見直していくことも大切です。」と明記されたことに伴い、性別による差別意識を助長させる性別によって分ける弊害を周知し、東京都の全小中学校で、保健関係も含めた名簿、並び方、ロッカーや机の配置などが性別で分けないものとなるようにしたり、性にこだわらない制服を自由に選択できるようにしたりするなどの一層の推進施策をおこなうこと。(重点)**

7. 性教育の在り方について調査・研究し、性教育と性の多様性についての教育を充実させること。リプロダクティブ・ヘルス・ライツに関する知識の普及を図るとともに、教職員の研修を強化すること。また、HIV(エイズ)、性感染症、薬物乱用防止及び喫煙防止教育を推進すること。

8. 学校における児童・生徒に対するあらゆるハラスメントを防止する具体的な手立てを講ずること。また性同一性障害の児童・生徒が一定数いることに基づき、固定的な男女の区分けをせず、誰もが個人として尊重されるよう施設設備の改善をはかるとともに、文科省通知における「学校教育における配慮事項」について、周知徹底を図ること。

9. 都立高校入試において点数学力によらない選抜方法を充実させること。入学策定率を100%以上とし、定員内不合格者を出さず、「障害」のある子どもも積極的に受け入れること。また男女別の定員設定について、直ちに廃止すること。

**10. 都立高校入試において、民間業者の英語スピーキングテストの点数を活用することには、試験の公平性から大きな問題があり、特に言語系の「障害」のある生徒にとって差別的な状況となっており、且つ実際に問題も起きていたことから、子どもの不利益にならないようスピーキングテストの実施を廃止し、予算化しないこと。(重点)**

11. 日本語の理解できない外国籍児童・生徒にたいする教育の保障を行うこと。

①日本語の理解できない外国籍児童・生徒に対し都費により通訳などの人的措置を行うこと。

②日本語の理解が不十分な保護者に対する通訳介助等の人的措置を東京都教育委員会として行うこと。また区市町村独自の人的措置に財政支援を行うこと。

③外国籍児童・生徒の教育の権利と機会を保障するため、日本語教育・母語教育の支援、及び外国人学校への運営補助を行うこと。

④都立高校において日本語の理解できない生徒が学習できる機会を増やすために、「在京外国人生徒対象」の募集枠を拡充すること。

**12. 障害者差別解消法の趣旨に則り「障害」のある子どもがすべての場で「合理的配慮」を保障される制度を構築すること。また、普通学校にすべての子どもを在籍させ、ニーズに見合った教育を提供する包括的な「インクルーシブ教育」を推進し、「障害」児と「健常」児が共に学び合う教育を推進するために必要な人的配置を行うこと。(重点)**

12. 「障害」児が普通学級に在籍する学校へ、介助のための人的措置をすること。

13. 「就学時健康診断」については、学校を使用せず行政の責任で実施する推進施策を行うこと。

14. 経済的に困窮する夜間中学校生徒については、居住地などの制限を設けず、就学援助の申請が出来るようにすること。認定後の支給については格差をつけないように配慮すること。また、6km以上の通学生徒については交通実費を支給すると共に、設置区市外からの通学生徒の交通費については、都として負担する措置を講ずること。
15. 不登校児童・生徒の学びやケアのための機会を充実させるなどの環境整備を行うこと。
  - ①不登校や高校中退者の学習保障の場ともなっている定時制・通信制高校への支援を強化すること。
  - ②フリースクールなどへ、助成金などによる財政支援をおこなうこと。
16. 特段の事情によりフリースクールなどにも出てこられない子どもに対して、オンラインを活用した学習を支援するための人的配置を行うとともに、引きこもりの子どもと保護者への社会的支援をおこなうこと。
17. 自然環境やその維持・保護について理解を深める学習や事業を推進すること。
18. 働き方を選択し働く者の権利を行使して暮らすことができるよう、必要な知識とその活用についてすべての子どもが学べる「労働教育」のカリキュラムを、学校が策定できるよう支援をすること。
  - ①労働教育について、教職員の研修の場を設けること。
  - ②行政・労働組合・地域が連携して学校での労働教育を支える仕組みを構築すること。
  - ③「ブラックバイト」などの現状に鑑み、児童・生徒が労働者の権利を学ぶ機会が増えるよう、リーフレットや教材の開発、講師の派遣事業などを拡充し、労働教育を充実させること。
19. 1人1台端末の配布により、子どもたちが外部の情報に接する機会が圧倒的に増えることに鑑み、情報を批判的に読み解く力、正確な情報を活用する力、正確かつ有効な情報を発信、伝達する力を養うために、メディア・リテラシー教育をすすめる、指導資料の提供などを行なうこと。
20. 児童虐待防止法の実効化を推進し、リーフレットの作成など教職員への周知を行うこと。

## **VI リプロダクティブ・ヘルス・ライツと家庭と仕事の両立に関して**

1. 社会における女性の活躍に関して、学校現場における実態を点検すること。都においては非常に低い水準が続いているため、早急に調査し手だてをとること。

2. 女性教職員の妊娠・出産にかかわる現行制度を改善すること。
  - ① 学校現場におけるマタニティ・ハラスメント（マタハラ）、パタニティ・ハラスメント（パタハラ）の実態を調査し、具体的な手だてをとること。
  - ② 特別支援学級担任の妊娠初期8週間の週10時間軽減を産休に入るまでに延長し代替措置をすること。
  - ③ 早期流産休暇を期間延長するなどの拡充を行うこと。また、妊娠症状対応休暇を14日以内に延長すること。
  - ④ 妊婦通勤時間を1日90分に延長し、また、全妊婦を対象とすること。
  - ⑤ 風疹等学校伝染病が発生した学校・地域に勤務する妊娠中の職員または風疹等に罹病した職員は、学校保健安全法の趣旨にてらし勤務を停止させ「風疹等休暇(仮称)」を新設すること。
  - ⑥ 後期妊娠障害期間を、事務職員・栄養職員にも適用し、あわせて代替措置をはかること。
  - ⑦ 産育休引き継ぎ制度を全職員に拡大するとともに、どんな場合でも前後2日ずつ保障すること。
  - ⑧ 母子保健健診休暇について、妊娠判定のための初回の通院を回数に含めること。親学級も対象とすること。
  - ⑨ 妊産婦の休養職免を、勤務の始めと終わりに取得「可」とし、他の規定によるものとの連続取得を認めること。
  - ⑩ 産休を18週に延長すること。
3. 出産支援休暇を日数延長など、改善するとともに、取得率向上のためのとりくみを進めること。
4. 育児休業については、全期間有給とすること。当面、全期間に育児休業手当金を支給し、「給付金上限額」を撤廃するよう政府関係機関にはたらきかけること。
5. 育児短時間勤務について、正規職員による代替措置を行うこと。縮減時間について有給とすること。当面、手当金を給付するよう政府関係機関にはたらきかけること。
6. 育児時間を120分とし、期間を1年3か月から3年に延長すること。育児時間行使が完全にできるよう、当局の責任で取得体制の確立を図ること。
7. 部分休業を有給とすること。当面、休業手当金を給付するよう政府関係機関にはたらきかけること。対象となる子の年齢を、義務教育修了まで引き上げること。
8. 「保育時間(仮称)」を新設すること。対象は小学校修了までの子とし、1日90分、有給とすること。
9. 育児・介護にかかわる深夜業務（宿泊を伴う出張など）の免除の対象を「義務教育修了までの子を養育する職員」とすること。
10. **子どもの看護休暇について、子ども一人につき10日間にすること。また、対象児を、義務教育修了までとすること。（重点）**

11. 短期の介護休暇の日数を増やし、申請の手続きを簡素化すること。
12. 介護休暇制度について
  - ①期間を3年間とすること。有給とすること。
  - ②介護休暇の行使者に対する昇給幅の制限をしないこと。
13. **少子化対策のため、長期の不妊治療に対する特別休暇を新設し、不妊治療の負担を援助する制度を検討すること。(重点)**

## **VII 福利・厚生に関して**

1. 休職者におけるメンタル疾患の割合が非常に高い状況を重く受け止め、発症の予防・早期発見・復職・再発予防に向け、実効性のあるメンタルヘルス対策を確立すること。
  - ①公立小中学校の労働安全衛生体制の整備を促進するよう、区市町村教育委員会に対し、支援・助言を行うこと。
  - ②義務化された「ストレスチェック」実施後に、集団分析を行い学校ごとのデータを公表するための支援策を行うこと。
2. 職員の健康診断にかかわる業務は、プライバシーの面からも養護教諭にさせないよう周知徹底をはかること。
3. 人間ドック受診の職免を拡大すること。また、再任用・非常勤教員も同等の措置をすること。助成を拡大し受診率を向上させること。
4. 病気休暇について、以下のとおり改善すること。
  - ①精神疾患に起因する場合やガン等の特定疾患による場合は、期間延長を認めること。
  - ②職場復帰後、同一疾病等による再度の取得について、通算される期間を「1年以内」から短縮すること。
  - ③更年期障害による症状なども対象とすること。また、精神や妊娠に起因する疾患については、180日まで給与の減額を行わないこと。
5. 長期病欠後に勤務する場合は、勤務の軽減措置について改善をはかること。
6. 更年期障害に関わる検診・通院保障・勤務時間の軽減などの必要な措置を具体化すること。

## **VIII 施設・設備に関して**

1. 男子トイレの個室化について、区市町村に財政支援を行うなどして、推進すること。
2. 公立小中学校等に、災害時の避難場所として災害対応型のトイレなどの設置を補助すること。
3. 首都直下型地震に備え、臨海部及び地盤の低い地域の小中学校に対して早急に津波対策や液状化対策をとること。

4. 特別支援教室の施設設備の充実・不均衡解消を図るため、設備費について、制度設計を行った都が責任をもって財政的な補助を行うこと。
5. 学校において子どものための更衣室設置が推進されるようモデル事業を展開すること。
6. 学校施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をすすめるよう区市町村にはたらきかけること。特に「障害」者に配慮した多目的トイレ・スロープ・エレベーター等を設置するよう、設置者である区市町村に対して財政支援を行うこと。
7. プールでの飛び込み事故等の防止のための施設改善、腰洗い槽を廃止し循環式浄化装置する、温水シャワーを設備する等、全校のプールの施設・設備を改善するよう区市町村にはたらきかけ、財政支援を行うこと。
8. 牛乳パックを子どもに洗わせることは、児童と教職員の負担増とアレルギー対応の観点から大きな問題がある。各地区の給食施設への破碎洗浄機の購入を補助するなどして、子どもが牛乳パックを洗わなくて済むようになるための対策を行うこと。
9. 学校の水道水について、PFASなどのフッ素化合物の濃度の調査を行うこと。特に現在問題となっている横田基地周辺の井戸水の混合された水道水を使用している地域の学校について、都として各地区の状況を把握し、濃度が高ければ原因究明を都や国に要請すること。

## IX 学校図書館の充実について

1. 全ての学校に紙媒体の新聞を配備すること
2. 小・中学校に専任の図書館司書を正規職員で配置すること。当面、司書教諭が図書館の業務に従事する場合は授業の持ち時数を軽減し、講師を配置すること。
3. 学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を果たすことができるよう、各地域の予算拡充のための財政支援をおこなうこと。

## X その他

1. **パワー・ハラスメントについての「相談窓口」は、退職校長や指導主事などではなく、第三者が相談にあたるよう区市町村教育委員会を指導すること。また毎年定期的にパンフレットなどを用いて職員に周知すること。(重点)**
2. **管理職に向けてサービス事故防止研修と同様、事例を挙げての「パワハラ防止研修」を行うとともに、すべての教職員に資料として配布すること。(重点)**
3. 「期末・勤勉手当」について、一定の経験年数を基準とした職務段階別加算を制度として導入すること。
4. 月の途中で採用された職員に対し、交通費を実費で支給すること。
5. 自動車通勤者に、実費に見合う通勤手当を支給すること。
6. 事務職員・栄養職員の「時間外手当」について、36協定の締結に基づいた支給とし、職員の要求により増額すること。
7. 産育休代替教員が正規教員に準じた勤務を行っていること、及び生活権の保障

を考慮し、長期休業日中も任用を行うこと。また、産育休代替教員の給与の上限設定を改め、経験年数が反映されるように改善すること。

8. 夜間学級勤務手当については夜間中学校の勤務の実態をふまえ増額すること。
9. 都立中高一貫校や区市町村教育委員会における教科書採択においては、学校現場の教職員と保護者や地域住民の意見を充分反映するとともに、透明性の高い採択が行なえるような制度を構築すること。
10. 福島第一原子力発電所事故による放射能汚染に対しては、児童・生徒に正しい知識を伝えるとともに、都として細心の注意を払い、甲状腺検査の実施など健康被害を防止するために必要な対策を講じること。また、学校、通学路、周辺地域の放射線量の測定と保護者の給食に対する不安に答えられる体制をつくること。
11. 大規模災害時に児童生徒が学校で3日間安全に過ごせるための、施設の整備と必要な物資の備蓄等について、区市町村との連携を図りながら進めること。
12. 給食における食物アレルギー対策のための、施設設備及びスタッフの充実を進めること。
13. 給食事業における合成洗剤の使用を禁止すること。
14. 改元による業務の煩雑化を回避するため、各書式を西暦表示に改めること。
15. 通勤手当に、自宅学校間だけでなく保育事情による経路を反映させ、その分も含めた予算を確保すること。
16. 自転車使用者の通勤手当について、公共駐輪場使用料金相当分を上乗せできる仕組みをつくること。